

第七十六條第二項 歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

右の箇條に就て之を見るに政府なる語は單に國務大臣又は大臣の一躰を指稱するものにあらず。若し國務大臣又は其の一躰を指稱するものとするときは國務大臣は君主と分離し獨立して政務を取扱ふものとなさざるべからずして第五十五條に違背するの結果を生ずるのみならず憲法中彼此抵觸する箇條多々あるに至るべし。先づ第八條第二項を見んに「此の勅令は次の會期に於て帝國議會に提出すべし若し議會に於て承諾せざるときは政府は將來に向て其の効力を失ふことを公布すべし」とあり。條文政府の語中に君主を包含するものと解するときは此の規定は何等の差支なきも政府の語中に君主を包含せすとすときは之と同時第八條の規定は第六條と抵觸するものと論決せざるべからず。何となれば公布を命ずるは君主の大權なること第六條の規定する所なるにも拘らず第八條に於て政府は將來に向て其の効力を失ふことを公布すべしと云ふか故なり。又政府に法律案提出權あることは第三十八條に明かなれども政府の語中に君主を

包含せざるものとするときは君主に法律案提出權なきものと解せざるべからず。従つて政府より議會に提出する法律案の前文に何々法案右勅旨を奉し帝國議會に提出すと記載するは何のゆゑなるやを解すること能はざるに至るなり。又た第七十條に政府は帝國議會を召集すること能はざるときはとあり。政府の語をして單に國務大臣を指揮するものとするときは該條の如きは議會を召集するの權君主に屬することを定めたる第七條の明文と相容れざるに至るべし。又本條に法律上政府の義務に屬する歳出は云々とあり。第七十六條にも歳出上政府の義務に係る現在の契約云々とあり。若し政府の語中に君主を包含せざるものとするときは政府は君主と離れ獨立して負債を起すことを得るものと解せざるべからず。従て彼の國債の利子を支拂ふか如き又之を辨償するか如きは國家の責務にあらずして國務各大臣又は其の一躰の義務なりと云はざるべからず。余は以上の理由は政府の語中に君主を包含するものなることを證明するに充分の價值あることを信す。何となれば前陳の結果は一も之を是認すること能はざるものなればなり。然れども世間或は第四十條に兩議院は法律又は其の他の事

件に付き各其の意見を政府に建議することを得云々とあり。第四十九條に兩議院は各天皇に上奏することを得とあるの故を以て政府の語中に君主を包含せすと主張する者あるか故に此の點に就て今一段の説明を與へざるべからず。論者は第四十條の政府の語中に君主を包含するときは第四十九條は無用の規定なりと云ふもこは大なる誤謬なり。勅語に奉答し或は慶賀吊傷の表辭を上るには君主を包含する國務大臣の一躰になすべきものにあらすして君主のみになすべきものなることを知らは其の然る所以は明かならん。かく云は、論者は政府に建議することを得る事項は天皇に上奏すること能はざるか又天皇に上奏することを得る事項は必ずしも政府に建議すること能はざるかと詰問するは必然なり。但しこゝには第四十條の政府の語中に君主を包含するものとなすときは第四十九條は無用なりとの論鋒を破碎するを以て充分なるも、尙ほ少しく説明せん政府に建議することを得る事項は凡て天皇に上奏することを得べく、天皇に上奏することを得る事項は或る二三の場合を除くの外は之を政府に建議することを得べし。而も兩條共に必要にして其の一を無用視するも能はず。何となれば憲法

に於ては明示せざるも法理の上に於て將た天皇に敬禮を表するのの上に於て或る僅少の場合を除くの外必ず先づ政府に建議し政府の採納を得ざるるとき始めて國務各大臣は輔弼の職を盡さざるものとして天皇に上奏すべきものなればなり。但し政府の語中に君主を包含するときは政府の採納せざるものは即ち君主の採納せざる所なるか故に同一の事項を天皇に上奏するは無用なりと云ふは皮想の見なり。何となれば時に或は無効なることあらんも建議の事項か國務大臣の職權内にあるか爲めに國務大臣の意思のみを以て之を採納せざる場合又は國務大臣の職權外即ち君主の大權に屬する事項なるも斯の如き事項は君主の採納を求むべきものにあらざるとし國務大臣の意思を以て之を君主に奏上せざる場合あるべきか故なり。要するに第四十條は君主をも包含する國務大臣の一躰に建議する場合なるか故に之を政府と云ひ第四十九條は君主にのみ上奏する場合なるか故に天皇と明記したるものにして此の兩條あるか故に政府の語中に君主を包含せすとすは全く理なきの言なりとす。

余は尙ほ進んで政府及天皇なる語の如何なる場合に使用せらるべきやを知らんか

爲めに憲法第一章の外に於て天皇と特書したる箇條を審案すへし。

第一章の外に於て天皇と特書したる箇條五あり。左の如し。

第三十一條 本章に掲げたる條規は戦時又は國家事變の場合に於て天皇大權の施行を妨ぐることをなし

第四十九條 兩議院は各天皇に上奏することを得

第五十五條 第一項 國務各大臣は天皇を輔弼し其の責に任す

第五十六條 樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り天皇の諮詢に應へ重要な國務を密議す

第五十七條 第一項 司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ

以上之を見て依るに我憲法は天皇及政府なる語を使用するに付き精密に注意したること明かなり。即ち第一章の外第三十一條以下に於て天皇と云ひ政府と云はさるものは事天皇のみに係り國務大臣をして代表せしむると能はさるか故にして第八條以下に於て政府と云ひ天皇と云はさるものは事何れも憲法上責任を生ずべき行政部の行爲にして其の行爲の當局たる位置を表明するを以て充分なるか故なり。依てこゝに政府の定義を與ふること左の如し。

『政府なる語は君主を包含し又は少くとも君主の代表者たる資格を以て國務大

臣の一躰を指稱するものなり。』

二〇五 政府の同意とは政府か議會のなさんとする所に向て承諾を與ふるを云ふなり。憲法に於ては同意の文字をも用ひ又承諾の文字をも使用したり而して同意の語は將に爲さんとする所に對し異議なきとを表するに用ひ承諾の語は既に或る事を爲し終りたるものに對して異議なきとを表するに用ゆるものとす。

二〇六 本條に規定したる三箇の歳出は政府の同意なくして議會之を廢除削減することを得ず。其の政府の同意なくして廢除削減することを禁ずる所以は同意を得ずして之をなすときは爲めに君主の大權を侵害し國家の存立を廢滅するに至ればなり。

二〇七 本條に記載したる三箇の歳出は政府の同意なくして廢除削減することを得ざるにより之を廢除削減せんとするときは政府に同意を求めざるへからず。而して其の同意を求むるは何れの時機に於てすへきや。之を議決して然る後に同意を求むへきか將た議決せざる前に之を求むへきか。

此の議決は之を二个に區分することを得へし。一は政府に同意を求むるの議決

にして一は廢除削減の議決なり。而して余の見を以てすれば政府に同意を求むるは同意を求むるの議決後廢除削減の議決前に於てすべきものとす。若し同意を得ざる前に廢除又は削減すべしと議決したるときは假令後に同意を求めんと意思に出でたる時と雖も其の議決は憲法上何等の効力を有せざるものとす。何となれば同意なくして廢除し又は削減することを得ずとの明文に違背するものなればなり。

二〇八 廢除とは豫算表に記載したる或る項目及び金額を除き去りて全く空無に屬せしむるを云ひ、削減とは其の項目を除き去らずして只其の金額を減少するを云ふ。

二〇九 本條三個の歳出は政府の同意なくして議會之を廢除し又は削減することを得ざるも同意あるときは之をなすことを得べきや、議會は何等の制限なくして同意を求むることを得べきや、政府は何等の制限なくして同意を與ふることを得べきや。之を廢除削減するも法律勅令に牴觸せざるものに至ては政府は同意を與ふることを得べく、議會は同意を得て廢除削減することを得べきは當然に

して學者間に何等の異論なしと雖も法令を變更するにあらざれば執行すること能はざる豫算案に對して政府は同意するの職權あるや、議會は同意を得て之を廢除削減することを得るやに就ては世論未だ一定せざるか如し。然れども余が見を以てすれば法令を變更するにあらざれば執行すること能はざる豫算案に對して政府は之に同意するの職權なく、議會は之に同意を求むること能はずとの議論に對して反對を試むるの餘地なきにも拘らず、甲論乙駁世論未だ一定せざるか如きは我國公法學の未だ幼稚なることを表示するものにして學者間の一大耻辱なることを信す。

本條規定の歳出に對し議會之に同意せざるときは政府は其の單意を以て原案を施行することを得べしとするか如き又政府の語中に君主を包含せずと論定しなから、議會は何の制限なくして同意を求むることを得べく、政府は何の制限なくして同意を與ふることを得べしとするか如きは名ある學者の主張する所なれども甚しき謬論にして殆んど辯駁の價值なきか故に余は之を一笑に附し、今試みに如何にせば法令を變更するにあらざれば執行すること能はざる豫算案に對し政府

は之に同意するの職權なしとの説に對し反對説を主張することを得へきやを見んに余は左の如く立論するの外なきものと信す。曰く

法令を變更するにあらざれば執行すること能はざる豫算案に對し議會は之か同意を求むることを得へく政府は之に同意を與ふることを得へし。其の然る所以は本條は同意なき場合に於て廢除削減することを得ざる旨を定めたるものにして同意あるも廢除削減することを得ざる旨を定めたるものにあらずはなり。條文に政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを得ずとあり。故に同意あるときは之を廢除し又は削減することを得へし。若し同意あるも廢除削減することを得ずとならば政府の同意なくしての語は全く無用に屬するものと云はざるへからず。立法者豈何の意義をも有せざる無用の文字を使用するの愚をなさんや。

然るに政府の同意あるときは之を廢除削減することを得るも之には一の制限を設けざるへからずと説く者あり。曰く『之を廢除削減するときには法律又は勅令に牴觸するものあり。例へば勅令を以て定めたる金額の如き其の金額を廢

除削減するときには從て勅令を變更せざるへかからざるに至らん。然れども豫算は決して勅令を變更するの効力を有せざるものなり。故に法令に牴觸するものは政府同意を與ふること能はず議會之を廢除削減することを得ず』と。然れども余は此の説に従ふこと能はず。豫算は法律にあらざるか故に豫算を以て法律を變更するの力なく又之を法律となすも勅令を變更するの力なし。故に余は豫算法律なるを以て法律を變更するの力ありと云はんとするにはあらず。豫算は法律勅令の下に在るものにして其の上に位するものにあらず。故に豫算を以て法律勅令を變更すること能はざるは當然なり。余は法令に基つきたる歳出を廢除削減することを得へしと云ふも豫算を以て法令自身を改廢することを得へしとは云はざるなり。豫算を以て法令を改廢すると云ふことと豫算を以て法令に基きたる歳出を廢除削減すると云ふこととは同一にあらず。法令を改廢するとは法律又は勅令を全く廢止し若くは改正するを云へども歳出を廢除削減するとは法令を執行するに必要な金額を全く支出せざるか又は之を減少するを云ふなり。故に歳出を廢除削減するも法令は依然とし

て法令たるべきなり。上陳の如く余は豫算を以て法令に基づく歳出を廢除削減することを得へしとするも豫算を以て法令を改廢することを得ざるものとせり。故に歳出を廢除削減するは即ち豫算を以て法令を改廢せんとするものなりとの駁論は余の關する所にあらざるなり。

何故に政府は勅令を變更するに非されは執行すると能はざる豫算案に對し同意することを得るや。曰く勅令は君主の定むる所なるを以て又君主之を改廢することを得へければなり。今議會に於て勅令を變更せられたしとの意思を以て勅令に基づける既定の歳出を廢除削減せんとを求め政府も亦勅令を變更して勅令に基づく既定の歳出を廢除削減するの可なるを認めたる時は政府は之に同意を與ふることを得へし。何となれば勅令を變更するの權は君主の有する所にして政府の同意は即ち君主の同意なればなり。法律に付ても亦之れと同一理なり。法律は君主と議會との同意を以て之を改廢することを得へし。故に君主議會共同して其の法律を後日に改廢するの意を以て之を執行するに必要なる歳出を廢除削減するも何の不可なる所なし。抑豫算は來年度會計の見積

りなり。故に來年度に必要ならすと認むるものは之を豫算中より除去すべきは當然なり。而して今日現存の法令をして來年に至るも效力あらしめは之より生ずる費用を豫算中に規定せざることを得すと雖も法令を廢止するの權力を有する人にして今年度中に之を改廢するの見込なるときは何を苦んて來年度の會計見積書中に其の費用を保存するの要あらんや。上陳の如く必要なる歳出を廢除するも敢て豫算を以て法令を改廢するものにあらす。又之をして執行すると能はさらしむるものにあらす。何となれば改廢すへしとの見込に違ひて之を改廢するの運ひに至らざる時は豫算は法令の上に効力を有するものにあらざれば豫算中其の歳出の有無に關せず政府は之を支出すべきものなればなり。

然れども右の議論は下の一語の反問を以て之を排斥することを得へし。曰く違憲の法令を定むるは違憲にあらすして違憲の法令を施行するの行爲を以て獨り違憲なりとすへきか違憲の豫算を定むるは違法にあらすして違法の豫算を施行するの行爲を以て獨り違法なりとなすへきかと。

條文政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを得ずとあるを解して同意あるときは何等の制限なく凡て之を廢除削減することを得へしと云ふは謬論なり。何となれば條文同意なくして云々といふも同意あるときは帝國議會之を廢除又は削減することを得へしと云はされはなり。而も政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減するとを得ずとの條文を解して同意あるときは凡て之を廢除削減するとを得へしと云はんには何等の制限なく之を廢除削減するも不法の結果を生ずることなきことを確めたる上ならては叶はぬなり。又政府の同意あるも廢除削減するを得ざるの法理ならば條文政府の同意なくしての語は無用なりと云ふは謬見なり。何となれば政府の同意あるも廢除削減すること能はざるは法令に牴觸するもの即ち法令を變更するにあらざれば執行すること能はざる豫算に限るものにして其の他は政府の同意を得て之を廢除削減することを得るものなればなり。

又法令を變更するにあらざれば執行すること能はざる豫算を定むるも之を以て法令を變更するにあらす又執行すること能はざらしむるにあらざるか故に政府は之れに同意を與ふることを得へしと云ふは法律を變更するの命令を發するも命令は法律を變更するの力なく又た其の執行力を奪ふの効力なきか故に其の命令は違法にあらすと云ふと異なる所なき謬論なり。又法令に牴觸する豫算を定むるも之を執行する迄に其の法令を改廢すへきか故に違法にあらすと云ふは違法の命令を發するも其の命令の實施期限までに法律を改廢すへきか故に違法にあらすと云ふと異なる所なき謬論なり。蓋し命令又は豫算の違法なるや否やは發布又は確定の當時に於て定まるものにして執行後に定まるものにあらざるなり。若し夫れ豫定の如く命令又は豫算の實施前に之に牴觸する法令の改正ありたりとせんか。幸ひにして違法の結果を生ぜざるのみ。而も違法の命令又は豫算を變して適法のものとなすこと能はす。何となれば成立の當時既に違法なるか故なり。

又勅令は君主の單意を以て法律は議會の協賛を経て之を改廢することを得るか故に勅令に牴觸するの豫算は君主か後日之を改廢すへきの見込を以て法律に牴觸するの豫算は君主議會共同して其の法律を後日に改廢するの見込を以て之を

確定することを得へしと云ふも謬論なり。何となれば法令は法令を以てするにあらざれば改廢すること能はざるものにして而して豫算は法令の上に効力を有する者にあらざるか故に縱令後日其の法令を改廢するの見込あるときと雖も適法の手續を経て之を改廢せざる以上は有効なるべく従て之に牴觸する豫算は違法の豫算なればなり。

以上の説明によりて法令を變更するにあらざれば執行すること能はざる豫算は違法無効の豫算にして議會之か同意を求むること能はず。政府之に同意を與ふるの職權なしとの議論に對する駁論の不當なること明かなるへし。政府の語中に君主を包含するものとして立論するも其の不當なること斯の如し。况んや其の他に於てをや。

要するに本條に定めたる歳出を廢除削減するも法令に違背せざるもの即ち法令を改廢せずして執行することを得るものなるときは議會は之か同意を求むることを得べく政府は之に同意を與ふることを得るものと反對の場合に於ては同意を求むるの權なく又同意を與ふるの權なきものとす。換言すれば支出の必要及

ひ其の金額共に法律勅令に依て定められるものに對しては議會は之を廢除削減するの同意を政府に求むること能はず政府亦之に同意を與ふることを得ざるも支出の必要は法律勅令に依て定められるも其の明年に要する金額は之を増減するも直接に法令の規定に牴觸せざるものに對しては議會は其の法令の實行を停止するに至らざる限りに於て減額すべきことを政府に求むることを得べく政府は之れに同意することを得へし。又法律上政府の義務に屬する歳出と雖も必ずしも明年に支出することを要せざるもの例へは期限を定めざる國債の償還の如きは政府の同意を得て明年の豫算中より除去することを得るものとす。

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

二一〇 豫算は毎年議會の議に附するものにして其の効力は一年度を以て限りとす。年度終れば新に豫算の確定を要す。然れども歳出の金額一年限りを以て豫算し能はざるものあり。陸海軍の費用の如き數年に亘るべき大工事の費用

の如き然り。此の場合に於ては豫算中年限を定め繼續費として議會の協賛を求むることを得るものとす。

第六十九條

避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

二一 豫算は來年度會計の見積にして必ずしも確定したる者にあらざるか故に豫算外に支出すへき必要を生ずることあるへきは當然なり。之れ豫備費の設けある所以なり。而して避くへからざる豫算の不足を補ふ爲めに又は豫算の外に生したる必要の費用に充つる爲めに豫備費より支出したるときは豫算外の處分と見做し第六十四條の例に従ひ議會の承諾を求むべきものとす。

第七十條

公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

二二 本條は緊急命令の一種にして第八條に規定したる勅令と殆んど其の法理を同ふす。其の特に本條を設けたるは豫算を法律と認めざるか故なり。而して第八條と重なる異點は第四十三條により帝國議會を召集する暇なき時に於てのみ本條の處分を爲し得ると、本條の勅令は法律に代るものにあらざると、提出の目的は承諾を求むるにあるとの三なり。

帝國議會に提出して承諾を求むるの結果は第八條の緊急命令に同じ即ち不承諾の結果は既往に遡らざるなり。又將來に向て効力を失することを公布するを必要とせざるは之れ豫算内の行政處分に過ぎされはなり。

第七十一條

帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

二三 議會成立せざるか爲めに豫算を提出すると能はざるとき議會之を議

決せずして閉會したるとき、兩院意見を異にして協議其の効を奏せざるとき、政府の同意なくして第六十七條に規定したる歳出を廢除削減したるとき、又は第六十九條の規定に違背して豫備費を廢除したるときは即ち豫算成立せざるものとす。而して此の場合に於ては前年度の豫算を施行すべきものなること本條の定むる所なり。

二一四 前年度の豫算を施行すとは前年度の豫算を今年度の豫算として施行するとの意なり。前年度の豫算を前年度の豫算として施行するにはあらず。何となれば豫算の効力は一年限りのものにして會計の標準とすへきは即ち本年度の豫算に外ならざればなり。

第七十二條

國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及權限ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

二一五 豫算は會計の始にして決算は會計の終りなり。議會は一方に於ては期前の監督をなし一方に於ては期後の監督をなすものなり。期前の監督は即ち豫算の議定にして期後の監督は決算の審査なり。此の期後の監督を取る爲に政府は會計検査院の検査を経たる決算を該院の報告と共に議會に提出すべきものとす。

然れども議會が決算に對する議決權は豫算に對する議決權と異なり議會は検査院の検査を各項目に就て再び調べ改むること能はず。只會計の一般に付て其の検査表の全體を可否し得るのみなり。而して検査其の當を得ざるものあるを發見したるときは其の説明を求むることを得るも之を破棄するの權力なきものとす。

會計検査院は政府の會計を監査する爲めに獨立の資格を有せざるべからず。故に其の組織及び權限は法律を以て定むべきものとす。

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アル

トキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付
スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各其ノ總員三分ノ
二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコト
ヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ル
ニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

二一六 本條は憲法改正の手續を定めたるものなり。即ち憲法を改正せんに
は左の要件を具備せざるべからず。

- 一、君主が憲法の條項を改正するの必要を認めたること
 - 二、勅命を以て其の議案を帝國議會の議に付すること
 - 三、兩議院各其の總員三分の二以上出席して議事を開くこと
 - 四、出席議員三分の二以上の多數を得て議決すること
- 故に議會に於て憲法改正の必要を認むるも之を上奏するの外自ら改正案を提出
して之を議決することを得ず。又君主改正の必要を認めたるときは之を議會の

議に付すべく其の議決を経ずして之を改正することを得ざるものとす。但し憲
法改正案と雖も議會之を否決することを得べく又議會の議決を経たるものと雖
も君主之を裁可せざることあるべきは他の法律案と異なる所なし。

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要

セス
皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スル
コトヲ得ス

二一七 皇室典範は法律にあらず、又勅令にあらず。只皇室に關する規定なり。
臣民は皇室典範と何の權義の關係を有せず。故に皇室典範の改正は帝國議會の
議を経るを要せず。又皇室典範を以て憲法を變更することを得ず。

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更

スルコトヲ得ス

二一八 本條の定めある所以は攝政は主權者の代表者なれども主權者自身に
あらざるが故に之を變更するの權なく且つ之を變更することを得るものとなす

ときは爲めに不測の禍を醸すの恐れあるか故なり。

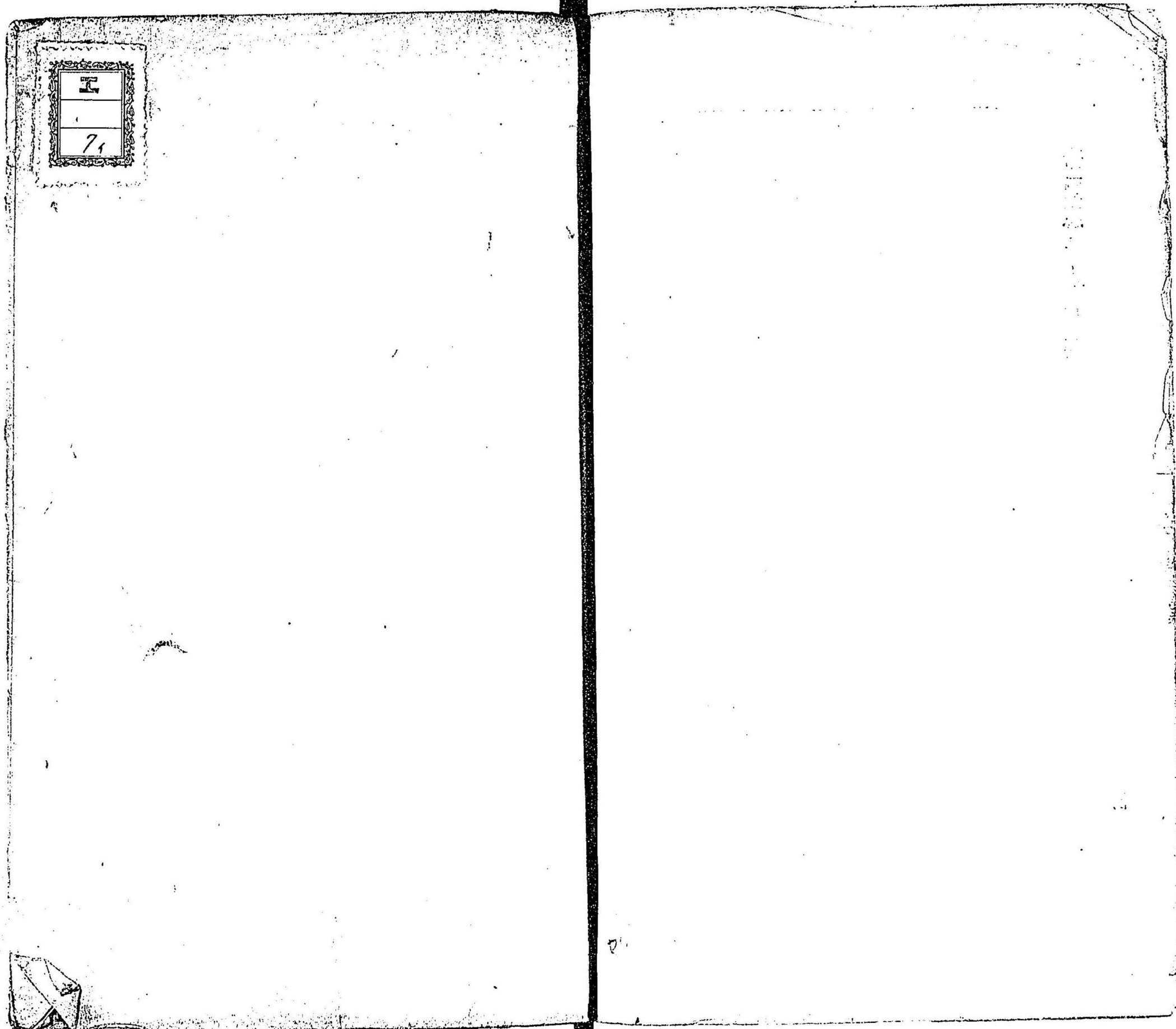
第七十六條

法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用井タルニ
拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ
總テ遵由ノ効力ヲ有ス

歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命
令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

二一九 法律規則命令又は何等の名稱を用ゐたるに拘らず此の憲法に矛盾せ
ざる現行の法令は總て遵由の効力を有すとは從來の法令を發する形式は屢々其
の名稱を異にしたるものにして其の名稱に付き今より遡りて其の効力を定め得
べきにあらざるか故に名稱の如何を問はず規定事項にして此の憲法に矛盾せざ
る限りは依然効力を有するとの意なり。故に此の憲法に依れば法律を以て規定
すべき事項を従前布告布達又は規則等の名稱を以て規定したるものと雖も此の
憲法に於て法律を以てするを要するの故に無効となすこと能はざるものとす。
第二項は此の憲法が効力を有するの時に於て歳出上政府の義務に係る契約又は

命令は凡て第六十七條の例に依るべきことを定めたるものなり。



71





031754-000-3

工-71

帝國憲法講義

山田 正賢/述

[刊年不明]

BBE-0382

